



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
2 月 27 日 (木)
号 外
第 4 号

目 次

規 則

○栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則の一部改正..... 1

○栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部改正..... 2

○栃木県立産業技術専門校規則の一部改正..... 3

○栃木県農業大学校規則の一部改正..... 3

公 安 委 員 会

○銃砲刀剣類の売却に関する規程等の一部改正..... 4

規 則

栃木県規則第 4 号

栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年 2 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則（平成 3 年栃木県規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 2（第 18 条関係）					別表第 2（第 18 条関係）				
分類	名 称	施 設 区 分	単 位	利 用 料 金 の 基 準 額 (円)	分類	名 称	施 設 区 分	単 位	利 用 料 金 の 基 準 額 (円)
略					略				
照明 附属 設備 及び 器具	略	略	略	略	照明 附属 設備 及び 器具	略	略	略	略
	シーリングスポットライト	略	略	略	照明 附属 設備 及び 器具	第 1 シーリングスポットライト	略	略	略
	略	略	略	略		第 2 シーリングスポットライト	メインホール	列	5,610
	ストリップライト	略	略	320		略	略	略	略
	略	略	略	略		ストリップライト（6 灯用）	略	略	220
音 響 附 属	略	略	略	略		ストリップライト（12 灯用）	ホール	本	320
	略	略	略	略	音 響 附 属	略	略	略	略
	CD プレーヤー	略	略	略		CD プレーヤー	略	略	略
						MD プレーヤー	共通	台	1,110

設備及び器具					設備及び器具	<u>オープンテーブル コーダー</u>	<u>共通</u>	<u>台</u>	<u>1,670</u>
	略	略	略	略		略	略	略	略
その他の附属設備及び器具	<u>指揮者用ビデオカメラ</u>	略	略	略	その他の附属設備及び器具	<u>ビデオカメラ</u>	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	<u>プロジェクター (3,600lm)</u>	略	略	略		<u>液晶プロジェクター</u>	略	略	略
	<u>プロジェクター (7,000lm)</u>	<u>ホール</u>	<u>台</u>	<u>6,000</u>					
	<u>プロジェクター (10,000lm程度)</u>	<u>ホール</u>	<u>台</u>	<u>8,800</u>					
<u>BDプレーヤー</u>	略	略	略	<u>DVDプレーヤー</u>	略	略	略		
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(文化振興課)

栃木県規則第 5 号

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則（平成12年栃木県規則第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 1（第 2 条関係）					別表第 1（第 2 条関係）				
番号	貸 付 対 象 事 業		貸 付 け の 相 手 方	貸付対 象施設 等	番号	貸 付 対 象 事 業		貸 付 け の 相 手 方	貸付対 象施設 等
	事業の 種 類	事業の内容				事業の 種 類	事業の内容		
略					略				
3	略	略	<u>物資の流通 の効率化に 関する法律 （平成17年 法 律 第 85 号）第 4 条 第17号</u> _____に 規定する中 小企業者で あって、次 に掲げるも ののうち、	略	3	略	略	<u>流通業務の 総合化及び 効率化の促 進に関する 法律（平成 17年法律第 85号）第 2 条第17号に 規定する中 小企業者で あって、次 に掲げるも ののうち、</u>	略

			知事が別に定める要件に該当するもの 1 ～ 3 略				知事が別に定める要件に該当するもの 1 ～ 3 略	
略				略				
別表第 3（第 2 条関係） 1 ～ 11 略 12 別表第 1 の 3 の項、4 の項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、6 の項又は 9 の項から 11 の項までに掲げる事業のうち、 <u>物資の流通の効率化に関する法律第 7 条第 2 項</u> _____に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、知事が別に定めるもの 13 ～ 19 略				別表第 3（第 2 条関係） 1 ～ 11 略 12 別表第 1 の 3 の項、4 の項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、6 の項又は 9 の項から 11 の項までに掲げる事業のうち、 <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第 5 条第 2 項</u> に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、知事が別に定めるもの 13 ～ 19 略				

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経営支援課）

栃木県規則第 6 号

栃木県立産業技術専門校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県立産業技術専門校規則の一部を改正する規則

栃木県立産業技術専門校規則（昭和 47 年栃木県規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 自動車整備科の項中「230 時間」を「232 時間」に、「1, 140 時間」を「1, 143 時間」に改め、「ウ故障原因探究実習」を削る。

附 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に入校した者に対して行う普通課程の普通職業訓練について適用し、同日前に入校した者に対して行う普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例による。

（労働政策課）

栃木県規則第 7 号

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則

栃木県農業大学校規則（昭和 59 年栃木県規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（研修の内容） 第 27 条 大学校の研修科（以下「研修科」という。）においては、次の各号に掲げる研修を行うこととし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）～（3） 略	（研修の内容） 第 27 条 大学校の研修科（以下「研修科」という。）においては、次の各号に掲げる研修を行うこととし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）～（3） 略

(4) 先進的農業経営者養成研修 経営の高度化を目指す農業者に対して行う経営力
の向上を図るための研修

(5) 略

2 略

別表第2（第29条関係）

研 修	受 講 料
略	
先進的農業経営者養成研修	<u>1 基本コース（中長期的な視点で経営計画を作成するために必要な知識を習得するための研修をいう。） 14,000円</u> <u>2 選択コース（高度な経営計画を作成するために必要な各専門分野の知識を習得するための研修であって、校長が別に定めるものをいう。） 1コースにつき6,000円</u>
略	

(4) 先進的農業経営者養成研修 経営意欲のある
農業者に対して行う農業経営者としての資質の向上を図るための研修

(5) 略

2 略

別表第2（第29条関係）

研 修	受 講 料
略	
先進的農業経営者養成研修	<u>30,000円</u>
略	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経営技術課）

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類の売却に関する規程等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月27日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

銃砲刀剣類の売却に関する規程等の一部を改正する規則

（銃砲刀剣類の売却に関する規程の一部改正）

第1条 銃砲刀剣類の売却に関する規程（昭和35年栃木県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（売却の方法） 第2条 当該物件の売却は、施行令第32条の規定に基づき、競争入札又は随意契約のいずれかにより行うものとする。	（売却の方法） 第2条 当該物件の売却は、施行令第25条の規定に基づき、競争入札又は随意契約のいずれかにより行うものとする。

別記様式第3号及び別記様式第10号中「第25条」を「第32条」に改める。

（栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正）

第2条 栃木県公安委員会事務専決規程（昭和39年栃木県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第12 （第 3 条、第 6 条関係）生活環境課長専決事項	別表第12 （第 3 条、第 6 条関係）生活環境課長専決事項
事務内容及び根拠（関係）規定	事務内容及び根拠（関係）規定
公安委員会への報告	公安委員会への報告
1 ～147 略	1 ～147 略
148 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の取消し等の通知	148 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第7項までの規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の取消し の通知
149～177 略	149～177 略
別表第18 （第 4 条、第 6 条関係）警察署長専決事項	別表第18 （第 4 条、第 6 条関係）警察署長専決事項
事務内容及び根拠（関係）規定	事務内容及び根拠（関係）規定
公安委員会への報告	公安委員会への報告
1 ～73 略	1 ～73 略
74 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第3項において準用する同法第4条の2、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第27条第1項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第23条の規定による技能検定申請の受理及び通知書の交付	74 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第3項において準用する同法第4条の2、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第20条第1項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第23条の規定による技能検定申請の受理及び通知書の交付
75～116 略	75～116 略
117 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第41条の規定による他の公安委員会への通知	117 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第35条の規定による他の公安委員会への通知
118～182 略	118～182 略

（銃砲刀剣類の所持許可の期間及び認定証の有効期間を定める規則の一部改正）

第 3 条 銃砲刀剣類の所持許可の期間及び認定証の有効期間を定める規則（昭和55年栃木県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（銃砲刀剣類の許可期間） 第 1 条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。） <u>第 9 条第 1 項</u> の規定により、栃木県公安委員会が定める銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 4 号の規定による拳銃又は空気拳銃の所持の許可の期間は、2 年とする。ただし、既に、法第 4 条第 1 項第 4 号の規定による拳銃又は空気拳銃の所持の許可を受けている者に対し、更に、同号の所持の許可を行う場合における当該所持の期間の終期は、最初に同号の所持の許可を受けた拳銃又は空気拳銃に係る所持の許可の期間の終期とする。	（銃砲刀剣類の許可期間） 第 1 条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。） <u>第 6 条第 1 項</u> の規定により、栃木県公安委員会が定める銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 4 号の規定による拳銃又は空気拳銃の所持の許可の期間は、2 年とする。ただし、既に、法第 4 条第 1 項第 4 号の規定による拳銃又は空気拳銃の所持の許可を受けている者に対し、更に、同号の所持の許可を行う場合における当該所持の期間の終期は、最初に同号の所持の許可を受けた拳銃又は空気拳銃に係る所持の許可の期間の終期とする。

2 政令第 9 条第 2 項の規定により、栃木県公安委員会が定める法第 4 条第 1 項第 8 号又は第 9 号に規定する銃砲等又は刀剣類の所持の許可の期間は、1 年を超えない範囲内において栃木県公安委員会が必要と認める期間とする。

(教習資格認定証)

第 2 条 政令第 33 条第 2 項の規定により、栃木県公安委員会が定める法第 9 条の 5 第 2 項の規定による教習資格認定証の有効期間は、3 月とする。

2 政令第 6 条第 2 項の規定により、栃木県公安委員会が定める法第 4 条第 1 項第 8 号又は第 9 号に規定する銃砲等又は刀剣類の所持の許可の期間は、1 年を超えない範囲内において栃木県公安委員会が必要と認める期間とする。

(教習資格認定証)

第 2 条 政令第 26 条第 2 項の規定により、栃木県公安委員会が定める法第 9 条の 5 第 2 項の規定による教習資格認定証の有効期間は、3 月とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。